

議案第35号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成30年6月18日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月目黒区条例第  
2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第1項」の次に「、第6条第2項」を加える。

第3条の次に次の1条を加える。

（派遣職員の給与）

第3条の2 派遣職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用さ  
れている職員（以下「単純労務職員」という。）である派遣職員を除く。第  
5条及び第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に  
従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、初任給調整  
手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務  
手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職  
員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞ  
れ100分の100以内を支給することができる。

第4条中「地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用されている職  
員（以下「単純労務職員」という。）」を「単純労務職員」に改める。

第5条中「（単純労務職員である派遣職員を除く。次条において同じ。）」  
を削る。

付則に次の1項を加える。

（派遣先団体の特例）

4 第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「公益財団法人

目黒区芸術文化振興財団」とあるのは「公益財団法人目黒区芸術文化振興財団又は公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」とする。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。ただし、次項の規定（職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）別表第5備考第2号の改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、育児休業法」を「及び育児休業法」に改め、「及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された職員」を削り、「、育児休業又は派遣」を「又は育児休業」に改める。

別表第5備考第2号中「第2条」を「第2条第2項」に、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月目黒区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、教育公務員特例法」を「及び教育公務員特例法」に改め、「及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された職員」を削り、「、大学院修学休業又は派遣」を「又は大学院修学休業」に改める。

(幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

- 4 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年3月目黒区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月目黒区  
条例第2号）

（説明） 派遣職員の給与の支給に係る規定を定め、派遣先団体の特例を設けるとともに、職員の給与に関する条例等の規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

1 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、<u>第6条第2項並びに第9条の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(派遣職員の給与)</u></p> <p>第3条の2 <u>派遣職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用されている職員（以下「単純労務職員」という。）である派遣職員を除く。第5条及び第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</u></p> <p>(職務に復帰した職員に関する職員の給与条例等の特例)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項並びに第9条の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職務に復帰した職員に関する職員の給与条例等の特例)</p>

第4条 職員派遣後職務に復帰した職員（単純労務職員である職員を除く。

第6条において同じ。）に関する職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号。以下「職員の給与条例」という。）第24条又は幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月目黒区条例第35号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第25条の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（派遣職員の復帰時における処遇）

第5条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、特別区人事委員会規則（幼稚園教育職員（目黒区立幼稚園（目黒区立子ども園を含む。）の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。）にあっては、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て定める目黒区教育委員会規則を含む。）で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第4条 職員派遣後職務に復帰した職員（地方公務員法第57条に規定する

単純な労務に雇用されている職員（以下「単純労務職員」という。）である職員を除く。第6条において同じ。）に関する職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号。以下「職員の給与条例」という。）第24条又は幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月目黒区条例第35号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第25条の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（派遣職員の復帰時における処遇）

第5条 派遣職員（単純労務職員である派遣職員を除く。次条において同じ。）が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、特別区人事委員会規則（幼稚園教育職員（目黒区立幼稚園（目黒区立子ども園を含む。）の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。）にあっては、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て定める目黒区教育委員会規則を含む。）で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

付 則

(派遣先団体の特例)

4 第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「公益財団法人目黒区芸術文化振興財団」とあるのは「公益財団法人目黒区芸術文化振興財団又は公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」とする。

付 則

2 職員の給与に関する条例の一部改正（付則第2項関係）新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

付 則 第 2 項 に よ る 改 正 案	現 行 条 例
<p>(休職者等の給与)</p> <p>第23条 (現行に同じ。)</p> <p>2 地方公務員法第55条の2第5項の規定により休職となった職員、同法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員及び育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）には、その休職、配偶者同行休業又は育児休業の期間中、いかなる給与も支給しない。</p>	<p>(休職者等の給与)</p> <p>第23条 (省略)</p> <p>2 地方公務員法第55条の2第5項の規定により休職となった職員、同法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員、<u>育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職員</u>（以下「育児休業中の職員」という。）<u>及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された職員</u>には、その休職、配偶者同行休業、<u>育児休業又は派遣</u>の期間中、いかなる給与も支給しない。</p>

<p>3 (現行に同じ。)</p> <p>別表第5 (第28条関係)</p> <p>(表の部分現行に同じ。)</p> <p>備考</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する<u>旅館・ホテル営業の施設</u>以外の施設をいう。</p>	<p>3 (省略)</p> <p>別表第5 (第28条関係)</p> <p>(表の部分省略)</p> <p>備考</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する<u>ホテル営業又は旅館営業の施設</u>以外の施設をいう。</p>
---	---

3 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正(付則第3項関係)新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

付則第3項による改正案	現 行 条 例
<p>(退職者等の給与)</p> <p>第24条 (現行に同じ。)</p> <p>2 地方公務員法第55条の2第5項の規定により退職となった職員、同法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職員(以下「育児休業中の職員」という。)及び<u>教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業中の職員</u>には、その退職、配偶者同行休業、育児休業又は<u>大学院修学休</u></p>	<p>(退職者等の給与)</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>2 地方公務員法第55条の2第5項の規定により退職となった職員、同法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職員(以下「育児休業中の職員」という。)、<u>教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業中の職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u></p>

業の期間中、いかなる給与も支給しない。

(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定により派遣された職員には、その休職、配偶者同行休業、育児休業、大学院修学休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。

3 (現行に同じ。)

3 (省略)

4 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正(付則第4項関係)新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

付則第4項による改正案	現 行 条 例
<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく教育委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1)・(2) (現行に同じ。)</p> <p>(3) <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年3月目黒区条例第2号)</u></p>	<p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく教育委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p>